

《日常生活用具一覧》

★介護保険の給付対象となる用具は、介護保険が優先されます。

65歳以上の第1号被保険者・40歳以上65歳未満の第2号被保険者に該当する方は、まずは介護保険課にご相談ください。

種類	用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台 ★介護保険 優先 (レンタル)	原則として18歳以上の 身体障害者手帳の交付を受 けた者(児)で、下肢又は体 幹に係る障害の程度が1級 又は2級のもの	腕、脚等の訓練の できる器具を付帯 し、原則として使用 者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別 に調整できる機能を 有するものであるこ と。	154,000 円	8年 中古品 5年
		寝たきりの状態にある難 病患者			
	特殊マット ★介護保険 優先 (レンタル)	原則として3歳以上の知的 障害者(児)で、障害の程度 が最重度若しくは重度のも の又は3歳以上の身体障害 者手帳の交付を受けたもの で、下肢若しくは体幹機能に 係る障害の程度が1級若しく は2級のもの。	じょくそう防止又は 失禁による汚染若し くは損耗を防止する ためのマット(寝具) にビニール等を加工 したものであること。	19,600 円	5年
		寝たきりの状態にある難病 患者			
	特殊尿器 ★本体 介護保険優先 (レンタル)	原則として学齢児童以上 の身体障害者手帳の交付を 受けた者(児)で、下肢又は 体幹に係る障害の程度が1 級のもの(常時介護を要する 者に限る。)	尿が自動的に吸 引されるもので、障 害者(児)又は介護 者が容易に使用し 得るものであること。	67,000 円	5年
		★交換可能 部品 介護保険優先 (購入)			
		自力で排尿できない難病 患者			

入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。	82,400 円	5年
体位変換器 ★介護保険優先 （レンタル）	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。）	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。	15,000 円	5年
	寝たきりの状態にある難病患者			
移動用リフト ★本体 介護保険優先 （レンタル） ★つり革 介護保険優先 （購入）	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	障害者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るものであること。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000 円	4年
訓練いす	原則として3歳以上 18 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5年

	訓練用ベッド	原則として3歳以上 18 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8年
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者			
自立生活支援用具	入浴補助用具	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に障害があり、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8年
	★介護保険優先（購入）	入浴に介助を要する難病患者			
	（入浴用いす・入浴台・浴槽用手すり・浴室内すのこ・浴槽内いす・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト）				
	便器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	手すりのついた腰かけ式のものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500 円	8年
	★介護保険優先（購入）	常時介護を要する難病患者			
	頭部保護帽	障害の程度が最重度又は重度の知的障害者（児）又は身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者（児）で、てんかんの発作等により転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであること。	12,160 円	3年

	T字状・棒状のつえ	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹若しくは内部に障害を有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な者	前腕の固定部と支持部がない1本の脚であること。	（木材） 2,200 円 （軽金属） 3,000 円	3年
	移動・移乗支援用具 ★介護保険優先（レンタル） （手すり・スロープ等）	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害により、家庭内の移動等において介助を必要とするもの 下肢が不自由な難病患者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8年
	特殊便器	知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度であり、自ら排便の処理が困難なもの 原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、両上肢に係る障害の程度が2級以上のもの又は同程度の身体障害者（児）で医師が必要と認めるもの 上肢機能に障害のある難病患者	知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの又は足踏ペダルで温水温風を出し得るものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 足踏ペダルで温水温風を出し得るものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8年

火災警報機	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	27,000 円	8年
	知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。）			
	精神障害者で2級以上の精神障害者福祉保健手帳の交付を受けたもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。）			
自動消火器	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液等を噴射し、初期火災を消火し得るものであること。	30,900 円	8年
	知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。）			
	精神障害者で2級以上の精神障害者福祉保健手帳の交付を受けたもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。）			
	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			

	電磁調理器	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） (1) 視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級であること。 (2) 上肢に係る障害の程度が1級又は2級であること。 (3) 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級であること。	障害者が容易に使用し得るものであること。	40,000 円	6年
		18 歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの（聴覚障害者で日常生活上必要と認められるものに限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	51,500 円	5年

ネブライザー (吸入器)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で医師が必要と認めるもの	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	36,000 円	5年
	呼吸器機能に障害のある難病患者			
電気式たん吸引器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で医師が必要と認めるもの	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	56,400 円	5年
	呼吸器機能に障害のある難病患者			
視覚障害者用体温計 (音声式)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	9,000 円	5年
視覚障害者用体重計	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るものであること。	18,000 円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年

	ポータブル電源 (蓄電池)	原則として身体障害者手帳の交付を受けた者(児)又は難病患者で、人工呼吸器を使用しているもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの	60,000 円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	98,800 円	5年
	情報・通信支援用具	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢、視覚又は言語に障害を有し、その障害の程度が1級又は2級のもの	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	118,500 円	6年
	視覚障害者用地上デジタル放送対応 ラジオ	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	テレビ及びAM/FM 放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるものであること	30,000 円	6年
	点字ディスプレイ	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるものであること。	383,500 円	6年
	点字器	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	(標準型) 10,400 円 (携帯型) 7,200 円	(標準型) 7年 (携帯型) 5年

点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度がⅠ級又はⅡ級のもの（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれている者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に操作できるものであること。	63,100 円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度がⅠ級又はⅡ級のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品（以下この項において「録音再生機」という。）又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品（以下この項において「再生専用機」という。）であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	（録音再生機） 89,800 円 （再生専用機） 36,750 円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度がⅠ級又はⅡ級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	115,000 円	6年

視覚障害者 用読書器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	(1) 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるものであること。 (2) 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するものであること。 (3) 眼鏡等の装置を身に着けることで、画像（文字等）をモニターに映し出せるものであること。 ※暗所視支援眼鏡を含みます	198,000 円	8年
視覚障害者 用時計	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	（触読式） 10,300 円 （音声式） 13,300 円	10年
聴覚障害者 用通信装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	35,000 円	5年

	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	88,900 円	6年
	人工喉頭	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声・言語機能障害者（児）で、咽頭摘出等により発声機能を喪失したもの（埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。）	声帯の代わりとなり、発音が可能となる機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	（笛式） 5,000 円 （電動式） 70,100 円 （埋込型用人工鼻） 23,760 円	（笛式） 4年 （電動式） 5年 （埋込型用人工鼻） 1か月
	点字図書	視覚障害者（児）で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書であること。	一般図書の購入価格相当額との差額	年間6タイトル又は24巻
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、ぼうこう、直腸機能障害により人工膀胱若しくは人工肛門の造設をしているもの又は治癒困難な腸瘻があるもの	消化器系ストーマ装具は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であること。	（消化器系） 8,000 円	1か月

			尿路系ストーマ装具は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付であること。	(尿路系) 10,500 円	1 か月
	収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況であるもの	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置をつけるものとし、障害者(児)が容易に使用し得るもの	男子用普通型 7,700 円 男子用簡易型 5,700 円 女子用普通型 8,500 円 女子用簡易型 5,900 円	1 年
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、次のいずれかに該当するもので医師が必要と認めたもの (1) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの (2) ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者又は神経障害による高度の排尿機能障害若しくは排便機能障害のあるもの (3) 治癒困難な腸瘻がある者で、ストーマ装具の給付を受けていないもの	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具で、障害者(児)又は障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの	12,000 円	(紙おむつ等) 1 か月 (洗腸装具) 6 か月

居宅生活動作補助用具	住宅改修費 ★介護保険優先	原則として学齢児童以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えは上肢1級、2級に限る。	(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	200,000 円	1 回限り
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	(4) 引き戸等への扉への取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		
その他	フラッシュベル	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	12,400 円	10 年
	会議用拡聴器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るものであること。	38,200 円	6年
	携帯用信号装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるものであること。	20,200 円	6年

ガス安全システム	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失したもの（咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるものであること。	42,200 円	8年
空気清浄器	おおむね 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。）	障害者が容易に使用し得るものであること。	33,800 円	6年
ルームクーラー	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るものであること。	172,100 円	6年
	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。）			
色めがね	視覚障害者（児）で、眼部の変形などがあるもの	レンズは、プラスチック又はガラスとし、枠は、セルロイド製を原則とする。	10,300 円	4年
取付費	重度の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付者	日常生活用具の設置に取付費を要する場合	60,000 円	取付した日常生活用具に準ずる